

浦添市教育委員会公告第 6 号

文化財発掘作業委託について、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定により随意契約を行うので、浦添市契約規則第 32 条の 2 第 2 項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和 7 年 3 月 2 5 日

浦添市教育委員会

教育長 銘苅 健



随 意 契 約 の 事 前 公 表

1 契約件名	文化財発掘作業等委託
2 契約内容	埋蔵文化財発掘調査における発掘作業等業務
3 契約の相手方の決定方法	選定基準をすべて満たした団体と契約を締結する
4 選定基準	(1) 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する団体であること。 (2) 本市内に拠点を有し、業務の円滑な履行が可能であること。 (3) 本市と契約実績があり、当該履行状況が良好であること。 (4) 作業員数の増減の緊急対応が可能であること。 (5) 臨時的かつ短期的な就業を希望する本市の高齢退職者のために、就業の機会を確保するとともに、組織的に提供する業務を行っていること。
5 申請方法	見積書提出による
6 契約担当課	浦添市教育委員会 教育部 文化財課 電話番号 (098) - 876 - 1295